

旅行社（当社）と手配先貸切バス会社の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

2020年7月 北相トラベル株式会社

■旅行社（当社）の対応

- 出発前に利用者の体調管理（体温・体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈している利用者には、旅行参加を遠慮していただくこと
- 通路での利用者の滞留が起きないように、乗車時の小グループに分かれての乗車、降車時の順離席
- 旅行参加者が新型コロナウイルス陽性と診断された場合には、旅行会社へ連絡いただくよう利用者に依頼する
- 旅行会社は感染者発生時に備え、旅行参加者もしくは契約者の連絡先情報を2週間保存する
- 利用者への、乗車中のマスクの着用依頼
- 会話、特に大声による会話のできる限りの手控え
- 座席位置に関する配慮をいただくこと
- 車内における飲食はできる限り避け、特に飲酒、大声での会話は極力控えていただくこと
- カラオケの利用および、サロン席での飲食・歓談は原則として禁止いただくこと
- ゴミはエチケット袋に入れ、原則として持ち帰る。やむを得ずゴミ捨てした場合も入念な手洗い、手指消毒を励行する

■貸切バスの運行乗務対応

（点呼時の対応について）

- （1） 出庫前点呼にて乗務員の体温測定を実施し、計測値に異常が認められた場合は、乗務不可とし、自宅待機を命ずる
 - ※測定器は非接触型を使用し、異常値は37.5度以上とする
 - 7.1度以上が測定された場合は、間隔をおいて複数回測定を行う
- （2） アルコール検知器は感染防止対策として、当面の間は乗務車両に常備されている車載用を使用し、営業所・点呼執行所に据え置かれた検知器を使いまわすことを避ける
- （3） アルコール測定時以外は、乗務員はマスクを着用して点呼を受けること、また点呼者は点呼執行中はマスクを着用すること
- （4） 点呼執行所は執行者と乗務員との飛沫感染の防止を目的に、透明のビニールシートを設置し、定期的にアルコール消毒液で消毒を行う
- （5） 乗務中のマスクの着用を徹底すること、および予備のマスクの積み込みを指示する
- （6） 運行中は手指のアルコール消毒を徹底するように指示する
- （7） 車載のアルコール消毒液の残量確認と報告を指示する

（バスの運行時における対応について）

バスの運行時には、乗務員は特に次の事項に留意して、これを行うこと
また、乗客に対して協力をお願いすべき事項は、原則として（旅行会社）添乗員から利用者へお願いしていただくこと ※旅行会社が利用者へ依頼する事項は別紙

- 以下の点について、車内アナウンス等により利用車への協力依頼をする
- ・乗車中のマスクの着用、大声での会話の手控え、他の座席への移動禁止
- ・乗車時及び再乗車時における手指の消毒
- ・降車時、必要に応じ通路に立ち列ができないよう順次の離席
- 利用者との間の一定距離の確保又は換気に留意して、運転席周りの仕切り版等により濃密接触を防止する
- 消毒液の常備装備（予備の消毒液の装備）
- 利用者の降車時（見学時等）に可能な限り、手すりなど複数の利用者が接触する可能性のある部分の消毒を行い、窓を開放し換気を行う
- 手荷物の受け渡し等におけるマスク、使い捨て手袋の着用

（バス運行中）

（全般・車内換気）

① バス会社

- 運転時（車内アナウンス時も含む）のマスク着用の徹底
- 外気換気モードによるエアコンの常時使用を基本とし、更に利用者の協力を得て現場判断による、随時窓の開放をすることによる車内換気の徹底
- バスの車内換気能力が十分であることへのP R（車内掲示の表示）

② ガイドの対応

- アナウンス時も含めてマスク着用の徹底
- アナウンスについては、可能な限り前方を向いて行う等、工夫に努める

（利用者サービス）

② バス会社の対応

（※別記・「旅行会社の対応」）で禁止等への協力要請をすべき、利用者サービスとして掲げた事項につき、旅行会社に利用者への協力要請を行っていただくようお願いする

- 禁止事項を備え付けのリーフレット等で、改めて利用者に周知する
- S A/P A等における休憩は、できる限り長めに取る（旅行会社へ協力依頼）
- 車内のゴミ回収時には、マスク、使い捨て手袋を着用し、原則持ち帰り、やむをえずゴミ捨てを行った場合は、手洗い・消毒を徹底する
- 運転時（車内アナウンス時も含む）のマスク着用の徹底
- 外気換気モードによるエアコンの常時使用を基本とし、更に利用者の協力を得て現場判断による、随時窓の開放をすることによる車内換気の徹底
- バスの車内換気能力が十分であることへのP R（車内掲示の表示）

③ ガイドの対応

- アナウンス時も含めてマスク着用の徹底アナウンスについては、可能な限り前方を向いて行う等、工夫に努める

(利用者の体調不良)

利用者の中に体調不良者が発生した場合には、通常に事故、死傷者発生時の緊急事態対応を基本としつつ、以下の点に留意して対応する。

- (1) 既存の緊急連絡体制の活用 ※添乗員がいる場合は指示に従う
- (2) 体調不良者との接触箇所の消毒を行う
- (3) 体調不良者の住所・連絡先の確認 (利用者のプライバシー保護には十分に留意する)
- (4) 利用者対応時のマスク、使い捨て手袋着用の徹底、利用者対応後の手指消毒の徹底
- (5) 状況に応じて救急車の手配をする